

## 特別措置の内容および申込み方法 (当社と電気のご契約をいただいているお客さま)

被災されたお客さま（離島等供給にて電気をお使いのお客さま）に対し、以下の特別措置を適用します。

### 1. 電気料金の支払期日<sup>※1</sup>の延長

2024年10月（支払期日が11月8日以降のものに限る。）、11月、12月および2025年1月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

### 2. 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

### 3. 工事費負担金<sup>※2</sup>の免除

2025年5月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

### 4. 臨時工事費<sup>※2</sup>の免除

2025年5月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

### 5. 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2025年5月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

### 6. 諸工料<sup>※2</sup>の免除

2025年5月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

なお、特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社奄美配電事業所までお申込みください。

#### 【お問合せ先】

九州電力送配電(株)奄美配電事業所（鹿児島県奄美市名瀬長浜町6番1号）

電話：0800-777-9453（平日9時～17時）